

名誉職および理事待遇、参事の選任等に係わる規程

(2019年7月20日制定、同日施行)

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会という）の定款第35条に基づき名誉総裁、名誉会長、名誉副会長、名誉会員、顧問、参与（以下名誉職という）、および理事待遇ならびに参事について理事会で選任し、会長が委嘱する際の基準および手続き等について規定する。

(選任と委嘱)

第2条 名誉職および理事待遇ならびに参事については、定款第35条2項の規定により理事会において任期を定めたる選任し、会長が委嘱する。

(名誉総裁選任の基準)

第3条 名誉総裁は、射撃競技に造詣が深く、その普及、振興に理解があり、協会の発展に賛同いただける皇族等の方に対し、就任をお願いすることを理事会において決定するものとする。

(名誉会長、名誉副会長の選任基準)

第4条 名誉会長、名誉副会長は、選任する当該年度に退任する会長、副会長で協会の存立に多大な貢献があった方について、後任の名誉会長、名誉副会長が新たに就任するまでの期間を任期として理事会において選任する。

(名誉会員の選任基準)

第5条 名誉会員は、以下のいずれかに該当する方を対象として任期を定めて理事会において選任する。

- ① 退任した名誉会長、名誉副会長の方
- ② オリンピック、世界射撃選手権でのメダル獲得者（50歳以上）の方
- ③ 元ISSF役員の方
- ④ 総会の議を経て推薦された方

(顧問の選任基準)

第6条 顧問は、以下のいずれかに該当する方を対象として任期を定めて理事会において選任する。

- ① 法務、経理などの専門知識を持ち学識経験者として会長の諮問に答え、会長に助言ができる方。

- ② 加盟団体会長又は代表であった方。
- ③ 協会に多大な貢献のあった射撃界内外の方。
- ④ 会長が推薦する方。

(参与の選任基準)

第7条 参与は以下のいずれかに該当する方を対象として任期を定めて理事会において選任する。

- ① 改選年度の理事、監事の退任者の方で再任を妨げない。
- ② 加盟団体の役員及び功労者並びに学識経験者の方。

(参事の選任基準)

第8条 参事は協会業務の円滑な執行の為委員会業務等で協会に協力できる以下のいずれかに該当する方を対象として、理事会において選任し、任期は理事と同じ2年とする。

- ① 頻繁に協会に出向できる方を中心に理事会が推薦する方。
- ② 理事改選を審議する総会の40日前までに、国体ブロック8地区から各々2～3名の範囲で推薦された方。
- ③ 参事に定年制を設けることとし、いずれの参事候補者も参事就任時に満70歳未満の条件を満たさなければならない。

(理事待遇の選任基準)

第9条 理事待遇は以下のいずれかに該当する方を対象として、理事会において選任し、任期は理事と同じ2年とする。

- ① 常設委員会の副委員長、部会長、副部会長、委員等に就任して中心的な活動を行い、さらに、次回の役員改選時以降の理事候補者としても期待できる方として理事会が推薦する方。
- ② 理事待遇に定年制を設けることとし、いずれの理事待遇候補者も理事待遇就任時に満70歳未満の条件を満たさなければならない。

(名誉総裁、名誉会長、名誉副会長、名誉会員の役割)

第10条 名裁総裁、名誉会長、名誉副会長、名誉会員は総会に出席して議長の許可を得て意見を述べるができる。

(参与の役割)

第11条 参与は、重要な事項について会長の諮問に応え、会長に助言をすることができる。

(理事待遇ならびに参事の役割)

第12条 理事待遇ならびに参事は、理事会を傍聴し、さらに議長の承認のもとで理事会閉会后に理事会会場において出席した理事に対し発言することができる。但し発言内容

については会長へ事前報告しなければならない。

(附則)

第13条 本規程の改廃については、理事会にておこなう。

第14条 協会競技規程集第1巻2020年版103ページ記載の「名誉総裁、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与および参事の選任について」は本規程制定に合わせ廃止とする。

1. 2019年7月20日制定、同日施行